

令和6年度高島市病院事業会計予算案

(総則)

第1条 令和6年度高島市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

【病院】

(1) 病床数	210床	(急性期病床数168床(感染症病床4床含む)、地域包括ケア病床数42床)	
(2) 患者数	入院	(急性期病床)	52,735人
	〃	(地域包括ケア病床)	13,184人
	外来		103,700人
(3) 1日平均患者数	入院	(急性期病床)	144.5人
	〃	(地域包括ケア病床)	36.1人
	外来		426.7人

【訪問看護ステーション】

(1) 訪問件数	介護		7,360件
	医療		3,300件
(2) 1日平均訪問件数	介護		30.3件
	医療		13.6件

【介護老人保健施設】

(1) 療養床数	100床	
(2) 利用者数	入所	34,675人
	通所	3,159人
(3) 1日平均利用者数	入所	95.0人
	通所	13.0人

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益		7,090,000	千円
第1項 医業収益		5,466,793	千円
第2項 医業外収益		950,367	千円
第3項 訪問看護事業収益		115,941	千円
第4項 訪問看護事業外収益		3,069	千円
第5項 介護老人保健施設運営事業収益		537,973	千円
第6項 介護老人保健施設運営事業外収益		15,854	千円
第7項 特別利益		3	千円
	支	出	
第1款 病院事業費用		7,090,000	千円
第1項 医業費用		6,308,501	千円
第2項 医業外費用		95,508	千円
第3項 訪問看護事業費用		119,010	千円
第4項 介護老人保健施設運営事業費用		550,963	千円
第5項 介護老人保健施設運営事業外費用		2,864	千円
第6項 特別損失		13,154	千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,445千円は、過年度分損益勘定留保資金208,445千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			411,131千円
第1項 企業債			249,900千円
第2項 出資金			28,537千円
第3項 固定資産売却代金			1千円
第4項 他会計負担金			132,693千円
	支	出	
第1款 資本的支出			619,576千円
第1項 建設改良費			254,930千円
第2項 投資			14,400千円
第3項 企業債償還金			350,246千円

(特例的収入および支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権および債務として整理する未収金および未払金の金額は、それぞれ14,303千円および1,859千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
給食米購入	令和7年度	1,310千円
医薬品購入	令和7年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 249,900	普通貸借または証券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間および償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,980,594千円
- (2) 交際費 1,050千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、540,000千円と定める。

令和6年2月21日

高島市長 福井正明